

令和6年度第2回豊川市公契約審議会次第

令和7年1月30日（木）
午前10時00分から
委員会室（本庁舎3階）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 入札制度改革の取組みについて
 - (1) 豊川市工事書類簡素化要領の改正について
 - (2) 週休2日工事の取組み状況について
- 4 前回の審議内容、答申（案）について
- 5 閉会

【資料等】

豊川市公契約審議会配席図

豊川市公契約審議会構成員

豊川市工事書類簡素化要領の改正について【資料1】

週休2日工事の取組み状況について【資料2】

前回の審議内容について【資料3】

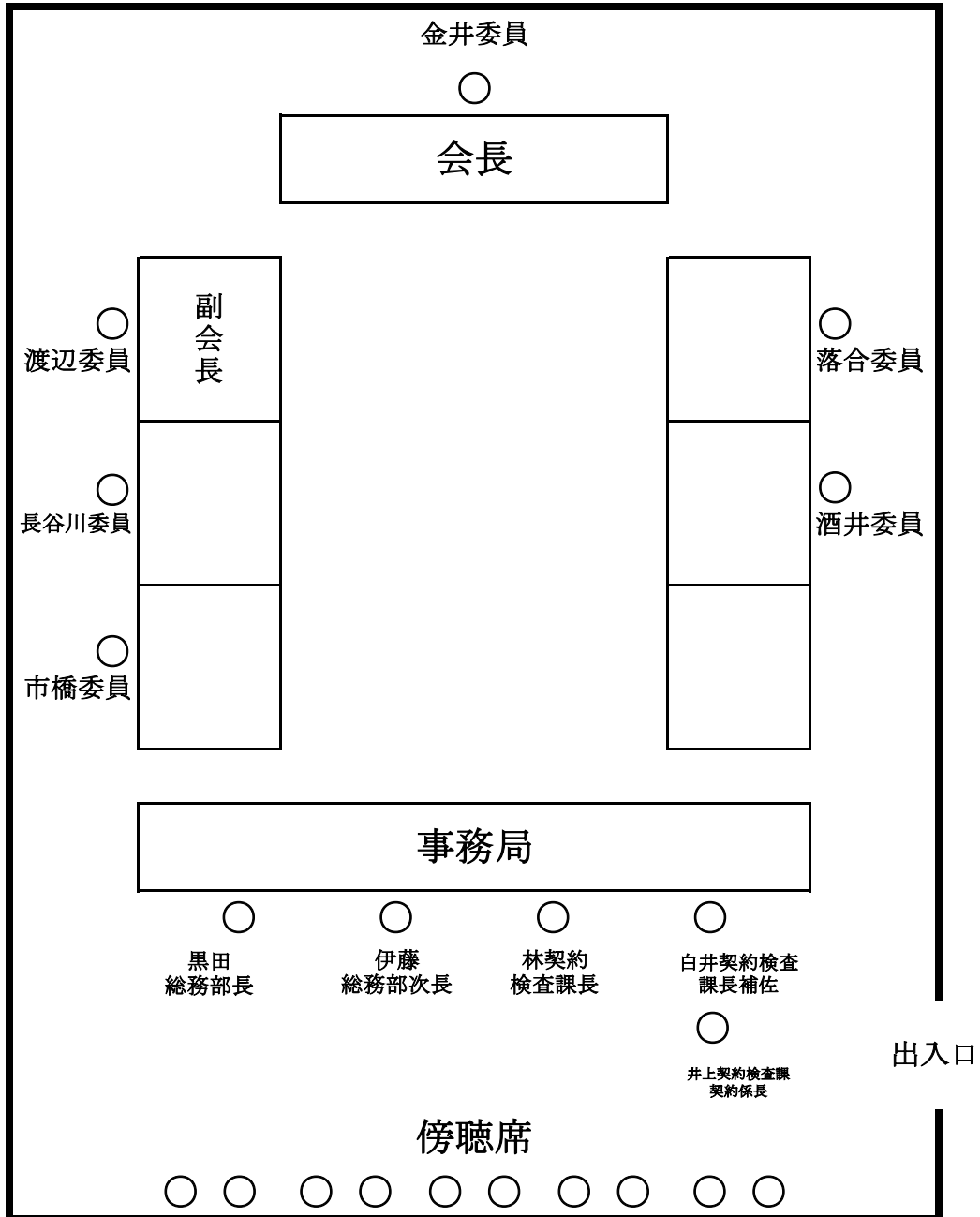
令和7年度労働報酬下限額について（答申）（案）

令和6年度第2回豊川市公契約審議会配席図

令和7年1月30日(木)

午前10時00分から

委員会室(本庁舎3階)



豊川市公契約審議会構成員

(会長、副会長、以下50音順)

構成員	氏名	区分	組織・団体
会長	金井 幸子	学識経験者	愛知大学 法学部准教授
副会長	渡辺 裕一郎	学識経験者	愛知県社会保険労務士会 三河東支部
委員	市橋 智久	労働者代表	愛知県労働者福祉協議会 東三河支部 支部長
	落合 利夫	事業者代表	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長
	酒井 雅喜	労働者代表	日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会 事務局長
	長谷川 完一郎	事業者代表	豊川商工会議所 専務理事

任期：R6.9.27～R8.9.26

豊川市工事書類簡素化要領の改正について

1 目的について

本市では、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について、発注者・受注者相互の業務の効率化及び労働条件改善のため、簡素化を実施することを目的としています。

2 経緯について

令和3年4月に豊川市工事書類簡素化要領を策定し、受注者が提出する工事関係書類を簡素化し、建設現場の労働環境改善を図る取り組みを行ってきました。令和6年4月からは、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が求められています。

このような状況を踏まえ、現在の豊川市工事書類簡素化要領を改正し、労働環境改善を図るものです。

3 改正内容について（次年度予定）

(1) 遠隔臨場の運用

動画撮影用のカメラにより撮影した映像と音声を Web 会議システム（Zoom ミーティングなど）により、工事現場の確認作業を行うものです。次年度より運用をしていきます。

(2) 工事の写真撮影が一部不要

土木工事では、段階確認において監督職員が臨場した場合の状況写真、産業廃棄物の運搬時の追跡写真（搬出先の条件として必要な場合、その限りでない）。

また、建築工事においては、下検査の実施状況の写真を不要とします。

(3) 建設工事保険の原本証明の提出不要

建築工事では、工事目的物を対象とした保険証券の原本証明を求めていましたが、保険証券の写しの提出に変更します。

(4) 提出書類の提出部数の削減

建築工事では、施工計画書や使用材料一覧表など書類を2部提出することを求めておりましたが、それらを1部提出に変更します。

4 その他の改正について

(1) あいち情報共有システムの試行運用

あいち情報共有システムとは受発注者間の打合せ簿など工事書類や電子成果品をインターネット上のシステムを利用して工事書類の提出や確認を行うものです。次年度は試行運用の拡大を予定しています。

(2) 工事書類の統一

土木工事と建築工事では工事打合簿を異なる様式を使用していましたが、今年度、様式を統一しました。

週休 2 日工事の取組み状況について

1 制度の目的

建設業における担い手の確保・育成のため、令和元年度より豊川市が発注する工事の一部において、週休 2 日を導入し建設現場の環境改善を図る取組を行ってきました。令和 6 年 4 月 1 日からは建設業においても、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働規制が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が発注者に求められています。令和 6 年度は、土木工事の対象工事については全て取組み、建築工事については、モデル工事として週休 2 日工事に取り組んでいます。

2 土木工事の週休 2 日について

○ 対象となる工事について

原則、発注者指定型での発注となります。発注者指定型の対象となる工事は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 公共建築工事積算基準を適用しない工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (3) 緊急性がない工事
- (4) 対象期間が概ね 1 か月以上の工事

【発注者指定型】

現場閉所により週休 2 日に取組むもののうち、発注者が週休 2 日に取組むことを指定する方式。

【受注者希望型】

現場閉所により週休 2 日に取組むもののうち、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休 2 日に取組む旨を協議したうえで取組む方式。

○ 工事費の変更契約

【発注者指定型】

当初から 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を休日取得計画表に取得状況を記入したものを確認します。4 週 8 休を満たしていないものは、補正分を減額し、変更契約をします。

【受注者希望型】

休工状況として 4 週 8 休以上の確認後、変更設計時に補正係数を乗じ、変更契約をします。

○ 工事成績評定で加点される要件

対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で1点を加点評価します。なお、28.5%未満の場合は、工事成績評定の減点を行わないものとします。

3 建築系工事の週休2日について

○ 対象となる工事について

対象となる工事は、次の要件をすべて満たし、豊川市が指定する工事とします。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 対象期間が概ね1か月以上の工事

○ 工事費の積算方法

国土交通省の「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（令和2年6月23日付）の通知により、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により工事費の積算を行うものとします。

○ 工事費の変更契約

当初から4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を休日取得計画表に取得状況を記入したものを確認します。4週8休を満たしていないものは、補正分を減額し、変更契約をします。

○ 工事成績評定で加点される要件

対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で1点を加点評価します。なお、28.5%未満の場合は、工事成績評定の減点を行わないものとします。

4 取組件数

年度	発注者指定型	受注者希望型
令和元年度	1件	—
令和2年度	5件	—
令和3年度	4件	—
令和4年度	7件	—
令和5年度	10件	7件
令和6年度		
土木工事	対象工事は全て	—
建築工事	2件（見込み）	—
令和7年度		
土木工事	対象工事は全て	—
建築工事	5件（予定）	—

前回の審議内容について

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

㊦【一般】公共工事設計労務単価設定あり

- ・公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とする。
- ・公共工事設計労務単価が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

㊧【一般】公共工事設計労務単価設定なし

- ・設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とする。
- ・今後、単価が示されなかった職種についても同様とする。

㊨【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額1,094円（1時間当たり）とする。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

㊩【一般】

- ・地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額1,094円（1時間当たり）とする。
- ・地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も併せて改正する。

㊪【特別】未熟練者（見習い・手元等）・年金等受給者

- ・【一般】業務委託契約・指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額の金額1,094円（1時間当たり）とする。

3 適用期日

- ・令和7年4月1日以降に業務を開始する公契約から適用する。

4 意見

- ・事業者へチラシの配布、制度ポスターの掲示などを依頼し、従事者への周知を継続して実施すること。

**令和6年3月適用の公共工事設計労務単価から算出した場合の
工事請負契約に係る労働報酬下限額**

**※令和6年3月適用の公共工事設計労務単価の80%で算出しており、
労務単価が改正された場合は、改正後の公共工事設計労務単価の80%
が労働報酬下限額となります。**

【工事請負契約】

(単位:円/1時間当たり)

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	2,770	27	普通船員	2,660
02	普通作業員	2,350	28	潜水士	4,660
03	軽作業員	1,810	29	潜水連絡員	3,130
04	造園工	2,420	30	潜水送気員	2,720
05	法面工	3,220	31	山林砂防工	3,270
06	とび工	3,020	32	軌道工	4,590
07	石工	3,050	33	型わく工	3,050
08	ブロック工	3,070	34	大工	3,170
09	電工	2,390	35	左官	2,760
10	鉄筋工	2,880	36	配管工	2,460
11	鉄骨工	2,850	37	はつり工	2,820
12	塗装工	2,970	38	防水工	2,930
13	溶接工	3,240	39	板金工	2,970
14	運転手(特殊)	2,790	40	タイル工	2,530
15	運転手(一般)	2,530	41	サッシ工	3,110
16	潜かん工	3,570	42	屋根ふき工	2,585
17	潜かん世話役	4,410	43	内装工	3,290
18	さく岩工	3,350	44	ガラス工	2,910
19	トンネル特殊工	4,150	45	建具工	2,530
20	トンネル作業員	3,110	46	ダクト工	2,560
21	トンネル世話役	4,390	47	保温工	2,810
22	橋りょう特殊工	3,340	48	建築ブロック工	3,319
23	橋りょう塗装工	3,810	49	設備機械工	2,900
24	橋りょう世話役	3,920	50	交通誘導警備員A	1,970
25	土木一般世話役	2,930	51	交通誘導警備員B	1,620
26	高級船員	3,370			

案

6 豊公審第〇号
令和7年 〇月 〇日

豊川市長 竹本 幸夫 様

豊川市公契約審議会
会長 金井 幸子

印

令和7年度労働報酬下限額について（答申）

当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の80パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、地域別最低賃金の1.5パーセントを上乗せした金額とすることが望ましい。

3 付帯意見

労働報酬下限額を含め公契約条例に関する従事者の認識を高めるため、チラシの配布、制度ポスターの掲示による周知を継続して実施すること。